

監査公表 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

平成 30 年(2018 年) 3 月 16 日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫
同 望月 卓

定 期 監 査 結 果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・平成 30 年 1 月 22 日・24 日・25 日

2) 監査対象

・総務部

総務課・選挙管理委員会事務局、財政課、税務課、収納課、人権擁護課、生活環境課、市民課

・教育部

教育総務課、学校教育課、図書館、生涯学習課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、平成 29 年度（平成 29 年 11 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められるが、下記事項については早急に対処すべき事項及び改善すべき事項が見られたので改められたい。

総務部

1. 総務課・選挙管理委員会事務局

- ・支出において、支払の延滞があるので定められた日までに支払いが完了するよう事務処理を行われたい。

2. 財政課

- ・公有財産の貸付で、自己敷地の一部として貸し付けているが、このような目的の物件については、貸付者に対し売り払いする等の処理をされたい。
- ・支出において、支払の延滞があるので定められた日までに支払いが完了するよう事務処理を行われたい。

3. 人権擁護課

- ・支出において、支払の延滞があるので定められた日までに支払いが完了するよう事務処理を行われたい。

4. 生活環境課

- ・支出において、支払の延滞があるので定められた日までに支払いが完了するよう事務処理を行われたい。

5. 市民課

- ・切手等の受払簿の整理で誤記があったので訂正し今後このようなことが無いよう事務処理をされたい。

教育部

教育部共通事項として、支出において、支払の延滞があるので定められた日までに支払いが完了するよう事務処理を行われたい。

1. 教育総務課

- ・ AED について、日常点検は設置者が行うものである。なされていない施設については人命に関わることなので日常点検を行うよう指導をされたい。また、AED の取扱いを含む普通救命講習等を受けている職員が極端に少ない施設については、早期に受講するよう指導されたい。

2. 学校教育課

- ・ 共通の指摘事項以外は特になし。

3. 図書館

- ・ 共通指摘事項以外では、図書館事業の今後の運用について早急に方向性を定めて進められたい。

4. 生涯学習課

- ・ 共通の指摘事項以外は特になし。